

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を<u>有するもの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所し</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を<u>有する者</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所し</p>

ている者(対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者(以下「保護者であつた者」という。))が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいない場合、保護者であつた者が住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。)

キ・ク (略)

- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))に入所、入院又は入居している者(共同生活援助を行う住居への入居者を含む。)
- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、市の区域外

ている者(対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者(以下「保護者であつた者」という。))が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。)

キ・ク (略)

- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))に入所、入院又は入居している者(共同生活援助を行う住居への入居者を含む。)
- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域

に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者(対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいない場合、保護者であつた者が住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者に限る。)

(8) (略)

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に規定する入院、入所又は入居前に市内に住所を有していたもの

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉

外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者(対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者に限る。)

(8) (略)

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に市内に住所を有していたもの

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉

県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である
者で、市の区域内に住所を有するとみなされたもの

(11) (略)

2 (略)

(支給対象経費)

第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に
規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項
第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下
「重度障害者医療費」という。)を支給対象経費として支給するもの
とする。ただし、対象者又は対象者を現に監護する者の責めに帰すべ
き事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給
の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当
等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する
額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又
はその他の規定による医療給付に係る重度障害者医療費の支給は行わ
ない。この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所
得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条の例によるものとし
る。

3 (略)

(受給資格の登録)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定
める申請書を市長に提出し、受給に必要な事項の登録を受けなければ
ならない。

2 市長は、前項の規定による申請により第3条の対象者として認定した

県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である
者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(11) (略)

2 (略)

(支給対象経費)

第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に
規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項
第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下
「重度障害者医療費」という。)を支給対象経費として支給するもの
とする。ただし、対象者又は対象者を現に監護する者(以下「保護
者」という。)の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額が
あるときは、その額につき支給の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当
等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項にお
いて「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、その年の
10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給
付に係る重度障害者医療費の支給は行わない。この場合において、当
該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計
算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 (略)

(受給資格の登録)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする対象者又は保護者
は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けな
ければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査

ときは、当該対象者を受給資格登録者として登録するものとする。この場合において、受給資格登録者として登録しないときは、規則で定めるところにより申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者として登録した者のうち、第4条第1項及び第3項の規定により重度障害者医療費の支給を受ける者(以下「受給者」という。)に対し、受給者証を交付しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定により重度障害者医療費の支給を行わないときは、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 重度障害者医療費の支給は、受給者又は受給者を現に監護する者の申請により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、重度障害者医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

第8条 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

し、受給資格があると認めたときは受給資格登録者として登録し、受給資格がないと認めたときは当該申請者にその旨を通知するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条第2項の規定により受給資格登録者として登録された者(以下「受給資格登録者」という。)が第4条の規定により、重度障害者医療費の支給の対象となる場合は当該受給資格登録者に受給者証を交付するものとし、重度障害者医療費の支給の対象とならない場合は当該受給資格登録者にその旨を通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証を交付された受給資格登録者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 重度障害者医療費の支給は、受給者又は保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療機関等からの請求により当該医療機関等に支給することによって行うことができる。

3 前項の規定による重度障害者医療費の支給があったときは、当該医療を受けた受給者に対して支給があったものとみなす。

第9条 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による重度障害者医療費の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第10条 (略)

(重度障害者医療費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段又は他の法令等により重度障害者医療費の支給を受けた者があるとき、若しくは重度障害者医療費の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第12条 (略)

第10条 この条例による重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

第11条 (略)

(重度障害者医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段又は他の法令等により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第13条 (略)